

# お問い合わせ Q&A

申込について .....	2
Q.愛知県外在住ですが、受講することは可能ですか。 .....	2
Q.申込方法を教えてください。 .....	2
Q.キャンセル待ちはできますか。 .....	3
講習会場について.....	4
Q.講習会場に駐車場はありますか？ .....	4
Q.講習会場では、お弁当の持ち込みは可能ですか。また、販売はしていますか？ .....	4
助成金について .....	5
Q.助成金の申請を行いたいのですが、申請書類はどのように手配すればよいですか。 .....	5
教育訓練給付金について.....	6
Q.教育訓練給付金の申請をしたいのですが、どうしたらよいですか。 .....	6
再交付について .....	7

# お問い合わせ Q&A

## 申込について

Q.愛知県外在住ですが、受講することは可能ですか。

A.地域の制約は設けておりませんので、愛知県以外の方もご受講いただくことは可能です。

Q.申込方法を教えてください。

A. 当協会の申込は、電話または web にて受け付けております。申込方法は下記をご参照ください。

### ◎Web 申込

- ① Web 会員登録（登録は[こちら](#)）する。自動返信で登録されたメールアドレスに「ユーザーID」「仮パスワード」が送信される。
- ② [会員ページ](#)に取得したユーザーIDと仮パスワードを用いてログインする。
- ③ 申込したい講習を選択し、登録する。
- ④ 自動配信にてメールが送信される。
- ⑤ （受講資格が必要な講習）添付されている申込書の受講資格欄に受講資格を記入し、提出する。（詳細はメールに記載されています）
- ⑥ 受講料を申込後 10 日以内に振込みする。

注 1) 受講日の 20 営業日前まで申込できます。20 日以内の講習は電話による申込のみ受け付けております。

注 2) 支払い期限は、申込後 10 日以内です。

### ◎電話申込

#### ■愛知県内

##### ✓ 事業所様の場合

担当地区の労働基準協会にお問い合わせください。

下記 URL の「問い合わせ一覧」にて担当協会をご確認ください。

<https://airouki.or.jp/course/files/schedule2023.pdf#8>

##### ✓ 個人様の場合

担当地区の労働基準協会にお問い合わせください。

下記 URL の「問い合わせ一覧」にて担当協会をご確認ください。

<https://airouki.or.jp/course/files/schedule2023.pdf#8>

## お問い合わせ Q&A

### ■ 愛知県外

#### ✓ 事業所様の場合

愛知労働基準協会（052-221-1436 [受付時間 9：00-17：25 年末年始除く]）

にお問い合わせください。

#### ✓ 個人様の場合

愛知労働基準協会（052-221-1436 [受付時間 9：00-17：25 年末年始除く]）

にお問い合わせください。

Q.キャンセル待ちはできますか。

A. 申し訳ありませんが、キャンセル待ちは受け付けておりません。空き状況一覧（1 時間に 1 回更新）で空きをご確認いただいたタイミングでご連絡頂きたいお願い致します。

# お問い合わせ Q&A

## 講習会場について

Q.講習会場に駐車場はありますか？

A.講習会場によって、駐車場の有無が異なります。[こちら](#)の一覧表でご確認ください。

Q.講習会場では、お弁当の持ち込みは可能ですか。また、販売はしていますか？

A.講習会場によっては、お弁当の販売がある会場もあります。詳細は[こちら](#)の一覧表でご確認ください。また、近隣にお弁当を購入できる店舗がない会場もありますので、事前に会場周辺の状況をご確認の上ご受講くださいますようお願い致します。

# お問い合わせ Q&A

## 助成金について

Q.助成金の申請を行いたいのですが、申請書類はどのように手配すればよいですか。

A.当協会から助成金申請書類の手配は致しておりませんので、事業所様ご自身で申請書類をご準備下さいますようお願い致します。

申請書類を当協会へ送付いただきましたら、受講証明などを当協会にて申請書類に記入の上、返送致します。

<送付いただくもの>

- ✓ 当協会にて記入する必要のある助成金申請用紙
- ✓ 返信用の封筒（住所、宛名、切手貼付済み）
- ✓ 対象となる受講者氏名・講習会名・日程がわかるもの（受講票、申込書の写し等）

※業務委託契約書が必要な場合は、該当する講習会の日程の2週間前までには送付ください。

# お問い合わせ Q&A

## 教育訓練給付金について

Q.教育訓練給付金の申請をしたいのですが、どうしたらよいですか。

A.教育訓練給付金は、受講者ご本人が受講料を支払った場合に申請できる制度です。詳しい受給対象条件につきましては、[こちら](#)をご覧くださいませようお願い致します。

当協会では、フォークリフト運転技能講習とショベルローダー等運転技能講習について、教育訓練給付金が適応されております。

教育訓練給付金の支給申請を希望される場合は、当協会へお電話くださいますようお願い致します。

公益社団法人愛知労働基準協会

052-221-1436 [受付時間 9：00-17：25 年末年始除く]

# お問い合わせ Q&A

## 再交付について

Q.修了証の再交付は可能ですか。

A.当協会で講習を修了し、修了証の交付をうけた方であれば、再交付可能ですので、お手続きの前に当協会に交付されているか下記の連絡先へお問い合わせください。

確認の際は、①再交付を希望している講習会名、②氏名、③生年月日 をお伝えください。

公益社団法人愛知労働基準協会

052-221-1436 [受付時間 9 : 00-17 : 25 年末年始除く]